



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条」及び「同法第16条の2」により

# ごみの不法投棄及び野外焼却は禁止されています。

## 【違反者には罰則が適用される場合があります】

5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はこれを併科。法人に対しては3億円以下の罰金

### ● 野外焼却の例外

- ・ 河川管理者や海岸管理者等が管理のために行う焼却
- ・ 農家が田畑の管理（土壌改良・害虫駆除等）のために行う野焼き
- ・ 伝統行事や宗教上の行事で行うもの
- ・ たき火やキャンプファイヤーの際の木くずの焼却

※例外に該当しても、林業水産課（森林法に基づく申請）や消防署への届出が必要なものもあります。

※草木の処分に関しては8ページ又は16ページをご覧ください。

## 「建物を撤去（除却）」するときは必ず「浄化槽の清掃」を実施してください！！

### ● 浄化槽の清掃について

浄化槽内を清掃せずに、建物を撤去（除却）するケースが増えています。

浄化槽内には汚泥（一般廃棄物）が残っている可能性があり、**清掃しないと法律違反（不法投棄、罰則あり）**になる場合があります。

**建物の撤去時は必ず浄化槽の清掃を実施してください。**



※ 画像は AI で生成

### ● 処理のフロー

① 浄化槽の清掃



② 建物の撤去（除却）



③ 浄化槽使用廃止届

日向市では、**以下の2社（許可業者）**しか、**浄化槽の清掃ができません。**

(株) 日向衛生公社      (有) 都農衛生公社  
TEL : 0982-54-5111    TEL : 0983-25-0149

見積りが必要な場合は、上記の浄化槽許可業者にご相談ください。

浄化槽法第11条第3項の規定に基づき、**「浄化槽使用廃止届出書」の提出が義務付け**られています。

提出先：日向保健所 衛生環境課環境対策担当  
TEL : 0982-52-5101